

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第13号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金112万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年9月11日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年7月10日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、平成23年2月16日、横浜市神奈川区守屋町三丁目13番地1に本店を置き、貨物自動車運送事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた(平成24年3月19日上場廃止)株式会社バンテック(以下「バンテック」という。)の社員であったBから、同社の役員であったCが、同社と株式会社日立物流(以下「日立物流」という。)との間の公開買付け実施後のバンテックの経営体制等に関する合意に係る契約の締結の交渉に関し知り、その後、Bがその職務に関し知った、日立物流の業務執行を決定する機関が、バンテック株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表がされた平成23年3月10日より前の同年2月17日から同月21日までの間、D証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、バンテックの株式10株を買付価額合計120万4000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法175条2項2号、167条3項、1項5号、4号、2項、法176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) 法175条2項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(233,000円×10株)

－ (120,200円×6株+120,700円×4株)

=1,126,000円

(2) 法176条2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,120,000円となる。